2 消安第3112号 令和2年10月19日

食品安全委員会 委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎 (公印省略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法 (平成15年法律第48号) 第24条第1項第5号の規定に基づき、 下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委 員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を改正すること。

ペンディメタリン



「ペンディメタリン」の食品安全基本法第24条第1項第5号の規定に基づく 食品健康影響評価の依頼について

下記の農薬について、飼料中の残留基準値を改正する当たり、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第5号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康 影響評価を依頼するもの。

1 諮問の経緯

ペンディメタリンの飼料中の残留基準値は、平成18年5月に暫定的に基準値を設定し、平成26年6月に以下の表のとおり基準値を見直したところ。

今般、米国において牧草での使用方法の変更に伴い、インポート・トレランスの要請があり、牧草の基準値を改正する必要があることから、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

飼料原料	残留基準値(mg/kg)		
えん麦 大麦 大麦 小麦 シラロ マイナ 大 女 女	0.1 0.2 0.2 0.2 0.1 0.2 15		

(ペンディメタリンの現行の残留基準値)

2 ペンディメタリンの概要

ジニトロアニリン系の除草剤で、一年生雑草に効果がある。雑草の発芽・発生 時に幼根又は幼芽部に作用し、成長点の細胞分裂及び細胞伸長を阻害することに より成長を抑制して枯死させる。

3 今後の方針

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を受けた後、飼料中の残留基準値を改正する。

4 提出資料

別紙のとおり。

提出資料の一覧

- 1 作物残留試験結果(アルファルファ)
- 2 作物残留試験結果(イネ科牧草)
- 3 家畜残留試験結果(泌乳牛)
- 4 家畜残留試験結果(採卵鶏)
- 5 米国のラベル
- 6 米国の官報
- 7 JMPR 2016 Report